

1・3 国際会計基準（IFRS）

国際会計基準審議会（IASB）は、平成 25(2013)年 5 月、国際会計基準（IFRS）の新リース会計の再公開草案を公表した。同草案は、3 年前に公表された前案と同じく「定期用船（T/C）＝リース」と判断し得る内容であったため、当協会は、アジア船主フォーラム（ASF）や国際海運会議所（ICS）とも協調しつつ、T/C がリースとみなされぬよう、同年 9 月に再公開草案への意見書を IASB に提出した。また 8 月および 10 月に夫々東京と星港で IASB が開催した関係者との会合に、ASF 等の海運関係者と出席し、当協会意見の説明を行った。

一方、金融庁は、平成 25(2013)年 6 月、わが国での IFRS の強制適用の判断を見送り、わが国に適した IFRS を検討していくことを打ち出したため、当協会は、その後の動きを注視するとともに、必要に応じ、経団連等を通じて意見反映に努めた。2013 年度の動きの詳細は以下のとおりである。

1・3・1 新リース会計基準

日本の会計基準では、T/C 契約は運送（サービス）契約の扱いとされる一方、現行の IFRS においては、一部の船社が T/C 契約をオペレーティングリースとして該当するものとし、オフバランス処理の上、注記を行っている。

新リース基準については、IASB が平成 22(2010)年 8 月に公開草案を発表し、これに対し、当協会および ICS を初めとする海運業界を含め、多くの関係者より意見提出がなされた。このため IASB は、平成 23(2011)年 1 月から再審議を開始し、平成 25(2013)年 5 月に再公開草案を公表した。その主要点は以下のとおりである。

平成 25(2013)年 5 月 新リース基準の要点

- (1) 短期リースを除く全てのリースについて、資産と負債を貸借対照表に計上する。
- (2) リースの定義：以下の 2 つの要件を満たすものはリースに該当する。
 - ① 契約の履行か識別された資産の使用に依存している（以下を満たす）場合。
 - ア) 通常、契約において資産が特定されている。
 - イ) 資産を取り替える実質的な権利がない。
 - ウ) 物理的に区分できる一部分である。（例：建物の 1 フロア⇒区別できる。パイプラインの容量の一部⇒区別できない）
 - ② 「資産の使用を指図する能力」と「資産の使用により便益を得る能力」の両方を有する場合。
- (3) 契約におけるリースの要素とリース以外（サービス等）の要素を区分して会計処理する。借手については、観察可能な価格がなければ全てリースとして会計処理する。

上記の基準に照らすと T/C はリースとみなされる可能性が高いことから、当協会は、平成 25(2013)年 8 月 30 日に IASB が東京で開催した海運業界へのアウトリーチに、ASF および韓国船主協会とともに参加し、T/C をリースとみなすことは適当でないとする意見説明を行うとともに、その後、以下を要点とするコメントレターを取り纏め、同年 9 月 20 日に IASB に提出した。また、ICS および ASF も同月に、当協会の意見も踏まえたコメントレターを、英国、韓国、シンガポ

ル、台湾、デンマーク、香港、ノルウェーの各船協も夫々コメントレターを IASB に提出した。

平成 25(2013)年 9 月 IFRS新リース基準再公開草案への当協会意見(概要)

- (1)再公開草案では、資産が特定された時点で使用可能な状態にあるとの前提だが、T/C では船舶の使用には船員配乗を含む船舶管理が必要であり、このような取引があることが同草案には反映されていない。
- (2)IASB で別途検討されている「収益認識基準」では、T/C はひとつの履行義務として認識される一方、新リース基準では T/C は資産とサービスのふたつに区分して取り扱われる可能性があり、両基準の整合が取れない。
- (3)再公開草案では、資産の使用を指図する能力や資産の使用により便益を得る能力という観点から、契約がリースに該当するか否かを判断することを試みているが、T/C では、船主が船舶管理を行いかつ船舶を安全に運航する義務、ならびに海難事故や Off-hire 等のリスクを負っており、この義務とリスクも判断基準に加えるべき。
- (4)T/C のように取引金額が需給で決まり、取引の構成要素を合理的に分けることが不可能な契約が存在することを考慮すべき、等。

IASB は、コメントレターを募集する一方、英国、米国、シンガポール等で関係者との会合(ラウンドテーブル)を開催し、当協会は、平成 25(2013)年 10 月 4 日にシンガポールで開催されたラウンドテーブルに ASF やシンガポール船主協会とともに参加し、当協会の意見説明を行った。

再公開草案への意見書は 600 通を超え、また、ラウンドテーブル等で聴取した意見も踏まえ、IASB は、平成 26(2014)年 3 月から再審議を開始、新リース基準の審議は平成 26 年度に持ち越されることとなった。

1・3・2 金融庁企業会計審議会

平成 25(2013)年 6 月 19 日付で金融庁企業会計審議会から公表された「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」においては、全ての情報企業の会計処理に IFRS の適用を求める「強制適用」については、「未だその判断をすべき状況にないものと考えられる」と記述。「まずは IFRS の任意適用の積み上げを図ることが重要」として、(1)IFRS の任意適用の緩和、(2)IFRS の適用方法、(3)単体開示の簡素化についての考え方が示された。また、仮に強制適用を行うことになった場合には「十分な準備期間を設ける必要がある」との記述も含まれることとなった。

一方、IFRS のエンドースメント(自国基準への IFRS の取り込み)については、「具体的なエンドースメントの手続きについては、まず、会計基準の策定能力を有する ASBJ(わが国の企業会計基準委員会)において検討を行い、さらに、現行の日本基準と同様に、ASBJ が検討した個別基準について、当局が指定する方式を採用することが適切である」とされた。

1・3・3 機能通貨

上記 1.3.2 の企業会計審議会が平成 25(2013)年 6 月に公表した当面の方針を受け、ASBJ

は同年 8 月「IFRS のエンドースメントに関する作業部会」を設置し、「あるべき IFRS」あるいは「我が国に適した IFRS」といった観点から、個別基準を一つ一つ精査の上、必要があれば一部基準を削除または修正して採択するエンドースメントの仕組みを検討している。

IFRS の「機能通貨*」の基準がそのままわが国で採用されると、海運業界の場合には連結と単体でベースとなる通貨が異なるという問題が生じる可能性があることから、当協会は、ASBJ が同基準を削除・修正が必要な項目として取り扱うよう、概要以下の意見を取りまとめ、ASBJ に伝えた。

*企業が営業活動を行う主たる経済環境における通貨を定める IFRS 基準のひとつ。同通貨で、業績・財政状態を測定。

平成 26(2014)年 1 月 ASBJ「IFRSのエンドースメントに関する作業部会」機能通貨の取扱についての当協会意見(概要)

- (1) ASBJ のエンドースメント IFRS は任意適用を前提に検討が進められているが、将来的には日本の会計基準とエンドースメント IFRS が収斂する可能性がある。機能通貨が「削除又は修正」することなしに採択された場合、海運業界が自動的に現行の機能通貨の考え方を適用せざるを得なくなる状況を危惧する。
- (2) 現行の機能通貨の考え方を適用しようとする場合、海運業界においては、連結と単体でベースとなる通貨が異なることで、経営管理において大きな困難を伴うほか、株主への説明責任を十分に果たせないのではないかと懸念する。
- (3) 機能通貨をエンドースメント IFRS で「削除又は修正」すべき項目として扱うべき。これが困難であれば、将来的に現行日本会計基準とエンドースメント IFRS が収斂され機能通貨が強制適用となる可能性を想定して、海運業界でも実務的な対応が可能となる方策を検討頂きたい。